

## ■あなたが依頼している建築士事務所は大丈夫ですか？

現在、住宅等を建てておられる方や今後建てようと考えておられる方は、依頼している建築士事務所に、**管理建築士講習を修了しているか確認**してください。

管理建築士講習を修了していない建築士事務所は登録が取り消されるため、平成23年11月28日以降、その建築士事務所は設計、工事監理業務等を行うことができなくなります。※<sup>1</sup>

県としては、このようなことがないよう、管理建築士講習の受講促進を図ってきましたが、残念ながら現時点でも未受講の建築士事務所が存在しており、そのような建築士事務所に設計、工事監理業務等を**依頼している建築主の方々に大きな混乱やご迷惑が生じるおそれ**があります。

この情報に関するお問い合わせはこちらです。

滋賀県 土木交通部 建築課 営繕企画担当

電話：077-528-4251

※<sup>1</sup> 平成20年11月28日に施行された建築士法の改正に伴い、その施行日に置かれている建築士事務所の管理建築士は、平成23年11月27日までに同法第24条第2項に基づく建築士講習を受講しなければなりません。

平成23年11月27日までに、管理建築士講習を受講しなかった場合は、滋賀県知事により建築士事務所の登録が取り消され、以後5年間は、その建築士事務所は設計等の業務ができなくなるとともに、当該建築士事務所の開設者(法人にあってはその役員)であった者は、建築士事務所の登録ができなくなります。